

館林市公告第 18 号

令和 6 年館林市公告第 19 号により公告した館林農業振興地域整備計画を変更するの
で、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項におい
て準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案
及び変更理由書を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に関して意見のある市民は、縦覧期間満了の日まで
に市に意見書を提出することができる。

当該農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利
を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議のあるときは、縦覧期間満了の
日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 4 月 30 日

館林市長



1 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間

令和 7 年 5 月 1 日から同年 5 月 30 日まで

（ただし、土・日・祝日を除く。）

2 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所

館林市役所経済部農業振興課